

総会から常任委員会への委任事項

第 7 6 回国民体育大会三重県準備委員会会則第 1 1 条第 4 項第 5 号の規定に基づき常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する各種方針及び計画の策定に関すること
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設等の整備に関すること
- 5 大会実施競技の選定に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 8 広報及び県民運動に関すること
- 9 式典の企画及び運営に関すること
- 1 0 宿泊及び衛生に関すること
- 1 1 輸送及び交通に関すること
- 1 2 募金及び協賛に関すること
- 1 3 医療救護、消防及び警備に関すること
- 1 4 その他開催準備に関すること